

令和6年第4回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和6年9月2日

目 次

議第 5 8 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 5 9 号	瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議第 6 0 号	瑞浪市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について……………	3
議第 6 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	4
議第 6 2 号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	5
議第 6 3 号	瑞浪市監査委員の選任につき同意を求めることについて……………	6
議第 6 4 号	東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について……………	7
議第 6 5 号	令和 6 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 4 号）	} 別冊
議第 6 6 号	令和 6 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議第 6 7 号	令和 6 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議第 6 8 号	令和 6 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議第 6 9 号	令和 6 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 2 号）	} 別冊
認第 1 号	令和 5 年度瑞浪市一般会計決算の認定について	
認第 2 号	令和 5 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
認第 3 号	令和 5 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
認第 4 号	令和 5 年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について	
認第 5 号	令和 5 年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について	
認第 6 号	令和 5 年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について	
認第 7 号	令和 5 年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について	

議第58号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

・急患等として医療機関を受診した患者に、職権で生活保護の医療扶助を開始した後、資力があることが判明したケースで、当該患者に医療扶助の医療費全額が返還請求される事案が生じていることから、厚生労働省からの要請により、こうした事案の発生を防ぐため、国民健康保険料の徴収猶予に係る規定の一部を改正する。

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

・急患等として保険医療機関等を受診した被保険者の場合、保険料の徴収猶予期間を最長1年とするための所要の改正

・令和6年12月2日から被保険者証等が廃止されることに伴う所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年12月2日とする。

新	旧
第1条～第23条（略） （徴収猶予）	第1条～第23条（略） （徴収猶予）
第24条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内の期間を限って徴収猶予することができる。	第24条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月_____
（1）～（4）（略）	_____以内の期間を限って徴収猶予することができる。 （1）～（4）（略）
2（略）	2（略）
第24条の2～第26条（略）	第24条の2～第26条（略）
第27条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした	第27条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においてはその者に対し、10万円以下の過料を科する。
_____場合においてはその者に対し、10万円以下の過料を科する。	
第28条～第30条（略）	第28条～第30条（略）

議第59号 瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

令和7年度より公立幼稚園の土曜日保育を1園で運営することに伴い、土曜日に開所する地域子育て支援センターについて、土曜日保育を実施する幼稚園に併設する地域子育て支援センターのみとするために必要な条文の整備を行う。

【改正内容】

土曜日に開所する地域子育て支援センターを桔梗地域子育て支援センターのみとするための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和7年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第6条 (略) (開館時間)	第1条～第6条 (略) (開館時間)
第7条 支援センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時まで（桔梗地域子育て支援センターにあっては、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時までとし、土曜日は午前8時30分から正午まで）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。	第7条 支援センターの開館時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時までとし、土曜日は午前8時30分から正午までとする。
(休館日)	ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
第8条 支援センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。	第8条 支援センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 土曜日（桔梗地域子育て支援センターを除く。）	
(3) (略)	(2) (略)
(4) (略)	(3) (略)
第9条～第13条 (略)	第9条～第13条 (略)

議第60号 瑞浪市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

【制定趣旨】

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項及び第3項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法並びに地区計画等に関する申出方法を定めるため、本条例を制定する。

【制定内容】

第1条（趣旨）、第2条（地区計画等の原案の提示方法）、第3条（説明会の開催等）、第4条（地区計画等の原案に対する意見の提出方法）、第5条（地区計画等に関する申出方法）、第6条（申出に対する措置）、第7条（委任）、附則

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

議第 6 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

(ふりがな) 氏 名	わた なべ き み よ 渡 邊 喜 美 代
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	無職
学 歴	中京短期大学保育科 卒業
経 歴	昭和 5 3 年 4 月 瑞浪市役所 奉職 平成 2 5 年 4 月 日吉幼稚園 園長 平成 2 8 年 4 月 桔梗幼稚園 園長 平成 3 0 年 4 月 桔梗地域子育て支援センター 主査 令和 3 年 3 月 瑞浪市役所 退職 現在に至る
備 考	令和 4 年 1 月 人権擁護委員 (1 期目) 現在に至る

議第 6 2 号 瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

(ふりがな) 氏 名	しば た よう こ 柴 田 洋 子
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	会社員
学 歴	専門学校 常盤女学院 本科卒業
経 歴	昭和 6 1 年 4 月 東海珠算学園 入社 平成 4 年 3 月 東海珠算学園 退社 平成 6 年 1 1 月 株式会社柴田土木 入社 現在に至る
備 考	平成 2 8 年 1 0 月 瑞浪市教育委員会委員 (1 期目) 令和 2 年 1 0 月 瑞浪市教育委員会委員 (2 期目) 現在に至る

議第63号 瑞浪市監査委員の選任につき同意を求めることについて

略 歴

(ふりがな) 氏 名	お の たもつ 小 野 保
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	税理士
学 歴	静岡県立浜松東高等学校 卒業
経 歴	昭和49年4月 税務大学校 名古屋研修所入校 昭和50年7月 多治見税務署 配属 平成7年7月 高山税務署 統括国税調査官 平成9年7月 名古屋国税不服審判所 審査官 平成17年7月 高松国税不服審判所 副審判官 平成19年7月 千種税務署 副署長 平成22年7月 名古屋国税不服審判所 審判官 平成25年4月 名古屋国税不服審判所 総務審判官 平成27年7月 中川税務署 署長 平成28年7月 退官 平成28年9月 税理士登録 現在に至る
備 考	新任

議第 6 4 号 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約
の変更について

【制定趣旨】

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務について、行政機能の広域化に関する調査・研究の
実施を追加するために必要な規約の変更を行う。

【改正内容】

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務に、行政機能の広域化に関する調査・研究の実施を
追加するための所要の改正

【施行日】

本規約の施行日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第 1 条～第 2 条 （略） （共同処理する事務） 第 3 条 （略） 2 前項に規定する事務のほか、組合は、行政機 能の広域化に関する調査・研究を行うことがで きる。 第 4 条～第 16 条 （略）	第 1 条～第 2 条 （略） （共同処理する事務） 第 3 条 （略） 第 4 条～第 16 条 （略）

